

資格取得に要した教育訓練費用の一部を助成します



支払った教育訓練費用の

5割（上限 166,666 円）を助成

先着順

※予算額に達しましたら
受付を終了いたします

対象となる方

新ひだか町・新冠町に住民登録があり、次のいずれかに該当し、通年雇用を望まれている
季節労働者の方

- ①雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方
 - ②離職者であって、直前の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方
 - ③離職者であって、直前の雇用保険が「受給資格を有しない一般被保険者」であり、
前々職の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方
- ※②、③は令和6年4月1日より前に離職した方を除く

対象となる教育訓練

- ・厚生労働大臣が指定する教育訓練（通学または通信講座によるもの）
職業能力アップを支援する多彩な講座が指定されています。指定内容は『教育訓練給付
制度検索システム』で検索ください。（中央職業能力開発協会ホームページ）
- ・介護関連研修
 - ①介護職員初任者研修 ②居宅介護職員初任者研修 ほか
- ・運転教習
 - ①大型免許 ②大型特殊免許 ③大型二種免許 ④けん引免許 ⑤普通二種免許
 - ⑥中型免許 ⑦中型二種免許 ⑧準中型免許（※⑧については別途要件あり）
- ・技能講習
 - ①各種作業主任者 ②小型移動式クレーン運転 ③ガス溶接 ④フォークリフト
 - ⑤不整地運搬車運転 ⑥高所作業車運転 ⑦玉掛け ほか裏面にも掲載

対象となる経費および助成額

運転教習や技能講習に係る入学金および教科書代、教材費を含む受講（教習）料
上記対象経費の5割（限度額166,666円）を助成します。

受給の手続きについて

＼ **必ず受講前にご相談ください** ／

助成金を受給するためには、受講開始前の事前相談と承認申請の提出が必要となります。
また、教育訓練の修了もしくは検定試験に合格することが助成金支給の条件となります。

※令和8年3月17日までの修了もしくは資格試験合格者が対象。

※予算額に達しましたら受付を終了いたします。（先着順）

対象となる教育訓練

運転教習

木材加工用機械作業主任者	プレス機械作業主任者	乾燥設備作業主任者
コンクリート破砕器作業主任者	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	ずい道等の掘削等作業主任者
ずい道等の覆工作業主任者	型枠支保工の組立等作業主任者	足場の組立等作業主任者
建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	鋼橋架設等作業主任者	コンクリート造の工作物の解体等作業主任
コンクリート橋架設等作業主任者	採石のための掘削作業主任者	はい作業主任者
船内荷役作業主任者	木造建築物の組立等作業主任者	化学設備関係第1種圧力容器取扱作業主任者
普通第1種圧力容器取扱作業主任者	特定化学物質及び4種鉛等作業主任者	鉛作業主任者
有機溶剤作業主任者	石綿作業主任者	酸素欠乏危険作業主任者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	床上操作式クレーン運転	小型移動式クレーン運転
ガス溶接	フォークリフト運転	ショベルローダー等運転
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転	車両系建設機械（解体用）運転	車両系建設機械（基礎工事用）運転
	不整地運搬車運転	高所作業車運転
玉掛け	ボイラー取扱	クレーン運転実技教習
移動式クレーン運転実技教習	揚貨装置運転実技教習	ボイラー実技講習

留意事項

- ・掲載資格は、一部抜粋しております。その他の教育訓練につきましては、当協議会までお尋ねください。
- ・本事業と類似の教育訓練に係る国や道の助成金との併給はできません。

受給手続きの流れ

≪受講開始前に行う手続き≫ ＊必ず受講開始前にご相談ください！

◆指定教育訓練実施計画承認申請書の提出

- 必要書類 ① 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」または「雇用保険特例受給資格者証」
- ② 講習（教習）の料金表が記載されている教育訓練機関のパンフレット等
- ③ 住所が確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカード・住民票等）
- ※ 受講（教習）料を支払い済みであれば、下記④をご持参ください

◆指定教育訓練実施計画の承認

≪受講修了後に行う手続き≫

◆助成金交付申請書の提出 ＊資格を取得した日から1ヶ月以内に提出してください。

- 必要書類 ④ 資格取得経費の明細がわかる領収書またはクレジット契約証明書
- ⑤ 合格証書、修了証、免許証等のコピー
- ⑥ 銀行の口座番号（本人名義）がわかるもの（助成金受取のため）



お申し込み・お問い合わせ先

日高中部通年雇用促進協議会

新ひだか町役場 静内庁舎 総務部まちづくり推進課内

TEL (0146)49-0293(直通) 担当:平田・五十嵐

